

第 8 期計画の策定にむけて ～国の基本指針（案）について～

■ 基本指針とは（概要）

介護保険法において、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）を定めることとされています。

都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たすものとなります。

■ 【参考】第 7 期計画の基本方針

① サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

- (1) 地域包括ケアシステムの基本的理念
- (2) 2025年（平成37年）を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標
- (3) 医療計画との整合性の確保
- (4) 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- (5) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上
- (6) 介護に取り組む家族等への支援の充実
- (7) 認知症施策の推進
- (8) 高齢者虐待の防止等
- (9) 介護サービス情報の公表
- (10) 効果的・効率的な介護給付の推進
- (11) 都道府県による市町村支援等
- (12) 市町村相互間の連携
- (13) 介護保険制度の立案及び運用に関する P D C A サイクルの推進

② 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

- (1) 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項
- (2) 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項
- (3) 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

③ 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

県計画のため省略

■ 第8期基本指針の見直しにあたっての基本的な考え方

～介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より～

①2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

2025年（令和7）年度及び2040年度（令和22）年度の地域の推計人口等から導かれる介護需要を踏まえ、2025年及び2040年を見据えた第8期計画の位置づけを明らかにし、第8期計画において、具体的な取組内容やその目標を計画に位置づけることが必要である。

②地域共生社会の実現

地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現にあたっては、その理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要である。

③介護予防・健康づくり施策の充実・推進

被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるようにすることは、介護保険制度の重要な目的である。

高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労と社会参加ができる環境整備をすすめることが必要で、その前提として、介護保険制度において、介護予防・健康づくりの取組を強化し、健康寿命の延伸を図ることが求められる。

一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿って推進するため、データの利活用をすすめる」ことや、「専門職の関与」等を行うとともに、要介護者等に対する目標設定等が重要となる。

④有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組として、「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅が増えており、住まいと生活支援を一体的に提供する取組も進められている。

こうした状況を踏まえ、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、それら整備状況も踏まえながら、介護保険事業計画を作成し、サービス基盤整備を適切に進めていくことが必要である。

⑤認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、また、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の柱にもとづいて施策が推進されている。

⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

介護の人材不足に加え、2025年（令和7）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となる。

このため、市町村においては、介護人材の確保について、介護保険事業計画に取組方針等を記載し、計画的に進めるとともに、都道府県と市町村が連携しながら進めることが必要である。